

○労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について
（昭和53年3月30日付け 基発186号）（抄）

労働基準法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第11号。以下「改正省令」という。）及び昭和53年労働省令告示第36号（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2第4号の規定に基づき、労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに労働大臣が定める疾病を定める告示。以下「告示」という。）が昭和53年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったので、下記事項に留意のうえ、事務処理に遺憾なきを期されたい。

記

第3 新規定の運用上の留意点

- 1 改正省令及び告示の施行に伴う現行認定基準中の新規定に係る条項の読替え等については、別途指示する予定であり、また、列挙疾病のうち、認定基準の定められていないものについては、今後、順次、「認定要件」として整備していく予定である。したがって、当面、従来どおり、認定基準の定められている疾病については当該認定基準に基づき、その他の疾病については個別に業務起因性の判断を行うこととする。この場合、現行の認定基準の通達等により本省にりん伺することとなっている事案については当分の間従来どおりの取扱いとし、その他特に指示がなされていない事案についても当面各局において業務起因性の判断が困難であるものは本省にりん伺すること。